

報道関係者 各位

令和7年8月28日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 健康課  
課長 柴田 英彦  
主任労働衛生専門官 赤前 幸隆  
(電話) 045(211)7353

## 令和7年度(第76回)全国労働衛生週間を実施します

本週間……………令和7年10月1日(水)～7日(火)

準備期間……………令和7年9月1日(月)～30日(火)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎えます。

神奈川県労働局(局長 児屋野 文男)では、令和7年度全国労働衛生週間の実施に向けて、県下12の労働基準監督署と共に、事業者と労働者の連携・協力による事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしております。

### 1 令和7年度 全国労働衛生週間スローガン

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』

### 2 第76回 全国労働衛生週間の趣旨及び実施事項等

令和7年度「第76回 全国労働衛生週間」リーフレット(別紙1)を参照

令和7年度「第76回 全国労働衛生週間実施要綱」(別紙1-1)を参照

### 3 令和7年度全国労働衛生週間における神奈川県労働局の主な取組事項

神奈川県労働局長による建設現場パトロールを9月18日に実施

「粉じん作業等有害業務対策と健康管理セミナー」を9月1日に開催(別紙2)

「第3回 神奈川県転倒・腰痛災害防止大会」を10月6日に開催(別途配付資料)

同時期実施の「職場の健康診断実施強化月間」(9月)の周知(別紙3-1)

### 4 県下の労働衛生の現状と神奈川県労働局の令和7年度労働衛生行政の重点

「令和7年度 労働衛生行政のあらまし」(別紙4)を参照

#### < 参照 >

- 令和7年度「第76回 全国労働衛生週間」リーフレット(別紙1)
- 令和7年度「第76回 全国労働衛生週間実施要綱」(別紙1-1)
- 「粉じん作業等有害業務対策と健康管理セミナー」開催通知(別紙2)
- 「9月は職場の健康診断実施強化月間です」リーフレット(別紙3-1及び3-2)
- 「令和7年度 労働衛生行政のあらまし」(別紙4)
- 「神奈川県メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援セミナー2025」リーフレット(別紙5)

【参考】

神奈川県下の12の労働基準監督署では管轄地域の労働衛生活動を推進するため、以下の日程で地域又は地区の推進大会等を開催し、実施要綱の説明のほか健康の保持増進や労働衛生管理の方法などの特別講演等を企画し、機運醸成に努めます。

日 程	労働基準 監督署名	場 所	特別講演等のテーマ
9月2日 (火)	川崎南	川崎市産業振興会館	ストレスと上手に付き合おう
9月3日 (水)	横浜南	横浜市開港祈念会館	国際宇宙ステーションにおける日本の技術的役割の変遷と未来について
9月3日 (水)	横浜北	横浜市西公会堂	高齢労働者の安全と健康の確保について
9月4日 (木)	横須賀	横須賀市立勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか)	ヘルシーカンパニー・健康労働への労働安全衛生マネジメントシステムの展開
9月4日 (木)	藤 沢	藤沢市民会館	化学物質管理について
9月4日 (木)	厚 木	海老名市文化会館 (小ホール)	中高年の睡眠と仕事の効率について 若年性認知症について
9月4日 (木)	横浜西	男女共同参画センター横浜 (フォーラム横浜)	高齢者の転倒・腰痛予防～加齢に伴う労働災害リスク～
9月5日 (金)	鶴 見	鶴見区民文化センター (サルビアホール)	定期歯科健診って必要！？他では聞けないお話
9月5日 (金)	平 塚	平塚市中央公民館 (大ホール)	相手に伝わる話し方・聴き方
9月5日 (金)	小田原	青色会館 5階 大会議室	コミュニケーションの向上～伝える力で職場を活性化！～
9月5日 (金)	相模原	相模原市民会館	もしかして若年性認知症 治療と仕事の両立支援の展望：企業が進める平時からの備えと未来人材のために
9月9日 (火)	川崎北	川崎市高津市民会館 12階 大ホール	健腸長寿 歯周病と全身との関わり

# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

## 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

## 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



## メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



## 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



## 化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



## 転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



## SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」  
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら  
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



## 高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等  
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等  
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



## 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50\\_an-ji.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html)



## その他

■ 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)



## 令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

## ア 重点事項

### (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

### (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

### (ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
  - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
  - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
  - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
  - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
  - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等にに従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
  - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
  - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

#### ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
  - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) じん肺健康診断の着実な実施
    - (d) 離職後の健康管理の推進
    - (e) その他地域の実情に即した事項
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
  - a 騒音健康診断の実施
  - b 聴覚保護具の使用
  - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

事務連絡  
令和7年8月7日

事業主殿

神奈川県労働局労働基準部健康課長  
( 契 印 省 略 )

## 粉じん作業等有害業務対策と健康管理セミナーの開催について

平素より、労働安全衛生行政の運営につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

現在、第10次粉じん障害防止総合対策により、粉じんばく露防止対策を推進しておりますが、依然として、一部の事業場では、換気設備の不備や呼吸用保護具の未着用、じん肺健康診断の未実施・未提出等、適切に作業管理や作業環境管理、健康管理等が実施できていない事業場が後を絶たないものとなっています。

このため、上記総合対策で重点的に取り組んでいる事項を中心に対策内容の共有を図り、適切な労働衛生管理に努めていただくことを目的にセミナーを下記のとおり開催することといたしました。

事業者や安全衛生推進者等のご担当者様が出席されますようお願いいたします。

### 記

- 1 日 時 令和7年9月1日(月) 午後1時30分から(所要約2時間30分)
- 2 場 所 横浜市社会福祉センター 4階ホール  
横浜市中区桜木町1-1 (JR・地下鉄桜木町駅から徒歩2分)  
※来客者用駐車場はありませんのでお手数ですが公共交通機関でお越しください。
- 3 内 容 (裏面参照)

受付番号：14-001



左記のQRコードからフォームに入り、受付番号と出席・欠席を入力してください。

左記 QR コードが読み込めない場合は、お手数ですが下記 URL をご参照ください。

<https://forms.office.com/r/B8F2hHGSXG>



お問い合わせは、下記の担当者あて電話又はメールにてお願いします。

【連絡】神奈川県労働局労働基準部健康課 担当: 畑野・赤前・坂間

電話: 045-211-7353 / Email: kenkouka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

## 粉じん作業等有害業務対策と健康管理セミナー 次第（予定）

令和 7 年 9 月 1 日（月） 13：30～  
於）横浜市健康福祉総合センター 4 階ホール

- 1 挨拶 神奈川県労働局労働基準部健康課長
- 2 第 10 次粉じん障害防止総合対策と労働基準監督署の指導視点  
健康課 労働基準監督官
- 3 じん肺健康管理手帳制度について  
健康課 労働衛生専門官
- 4 粉じん作業における作業環境測定の実施について  
日本作業環境測定協会 神奈川支部
- 5 粉じん作業における具体的な健康障害防止対策について  
～ 呼吸用保護具の適切な選択と使用の徹底、排気装置の維持管理等 ～  
神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員
- 6 神奈川産業保健総合支援センターがすすめる化学物質管理専門家無料派遣  
神奈川産業保健総合支援センター 労働衛生専門職

## 会場のご案内



最寄り駅【駅出口】からの所要時間

- ① 地下鉄桜木町駅南 1 A 出口から徒歩 0 分
- ② J R 桜木町駅から徒歩 2 分

所在地：神奈川県横浜市中区桜木町 1 - 1

**※会場施設には、駐車場がありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。**



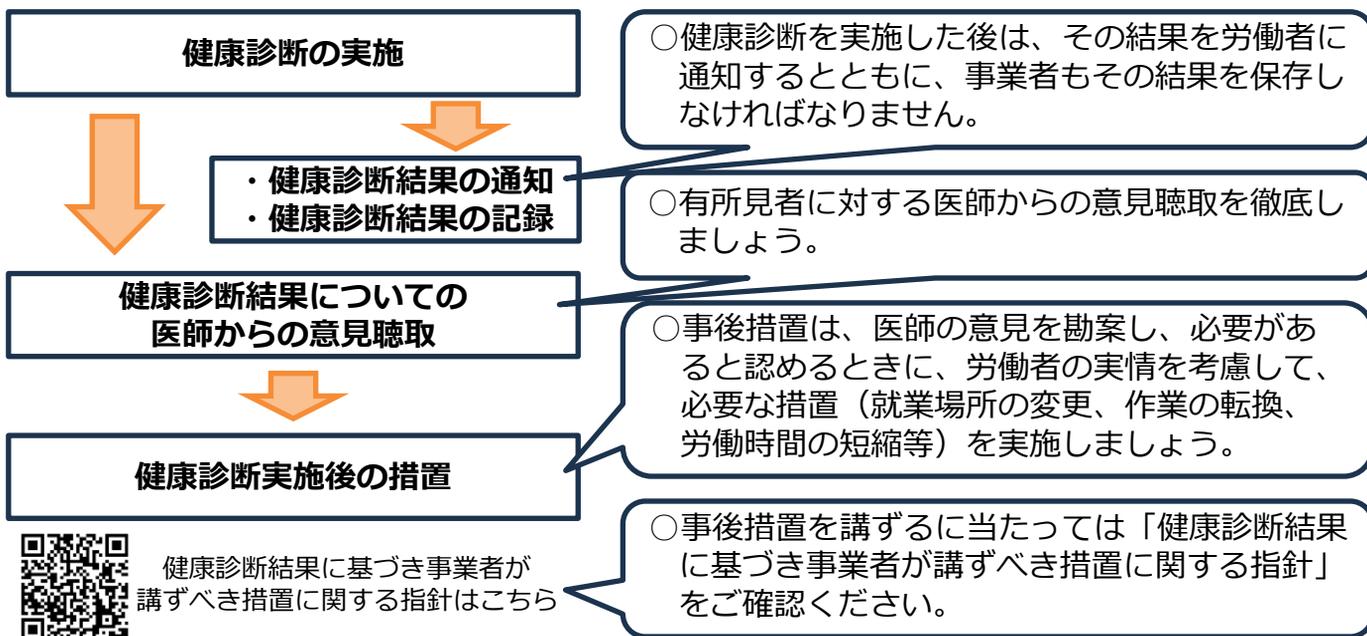
# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



### <地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくをお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



**【重点事項】**

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

**【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】**

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
  - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
  - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
  - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
  - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
  - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
  - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
  - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
  - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
  - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進  
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
  - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した目のセルフチェックの推進
  - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
  - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料(①～⑪)や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）



事業者、人事労務担当者の皆様、  
産業医・産業看護職等の産業保健スタッフの皆様へ

# 働く女性の健康推進に取り組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

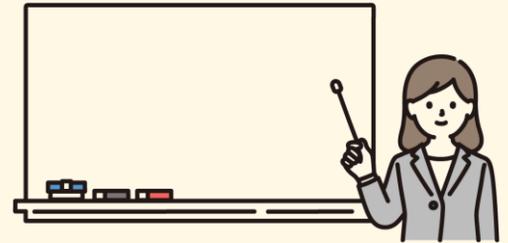
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、  
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

## 女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく  
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の  
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する  
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ  
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講  
してください。



2

## 職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健  
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相  
談センターにご案内するなど、産業保健総合支  
援センターの保健師が連携コーディネーターと  
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受  
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの  
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



# その他女性の健康支援に役立つツール

## ● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのかわからない、様々なヒントが掲載されています。

企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



## ● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



## ● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



# 令和7年度 労働衛生行政のあらまし

◇ 安全で健康に働くことができる職場づくり ◇

神奈川県労働局 健康課  
(令和7年8月1日発行版)

## 第1 神奈川県下における労働衛生の現状

令和6年に職業性疾病により発生した休業4日以上死傷災害(速報値)は、前年の2,498件から1,634件と大幅に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上の被災者数は841人と前年比で179人(27.0%)増加しており、このうち、腰痛による休業災害が608人(72.3%)を占め、前年比で167人(38.0%)増加しました。このほか、化学物質による中毒や皮膚疾患、腰痛や上肢障害などの休業災害も発生しています。

死亡災害は、脳・心臓疾患、熱中症、酸素欠乏症により3人の方が亡くなりました。

過重な業務による脳・心臓疾患及び精神疾患に係る労災補償状況のうち、脳・心臓疾患の補償状況では、運輸業・郵便業における認定件数が最も多いほか、強い心理的負荷による精神障害等では、医療・福祉での認定件数が多くなっています。各事業場では、引き続き、長時間労働の抑制やメンタルヘルス対策等に取り組んでいただくことが重要です。

また、定期健康診断では、令和6年の有所見率が60.7%と、統計開始以来最も高い有所見率となっており、特に、脳・心臓疾患系に影響をおよぼすとされている血中脂質や血圧などの検査項目で有所見率が年々増加しています。

産業医による健康診断の事後措置と日頃からの生活習慣病予防の重要性を認識してもらうための健康教育や事業者が保険者と連携・協力して行うコーポヘルス等の取組により、日頃から有所見者対策に取り組むことが重要となります。

### 1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1・図2)

(1) 令和6年度の脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数が79件(前年度比-7件)

支給決定件数が14件(前年度比-2件)

(2) 令和6年度の精神障害等の労災補償状況

請求件数が299件(前年度比+46件)

支給決定件数が103件(前年度比+53件)

※資料:神奈川県労働局 令和6年度「過労死等の労災補償状況」より

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

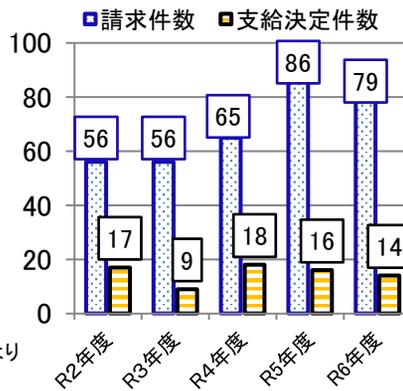
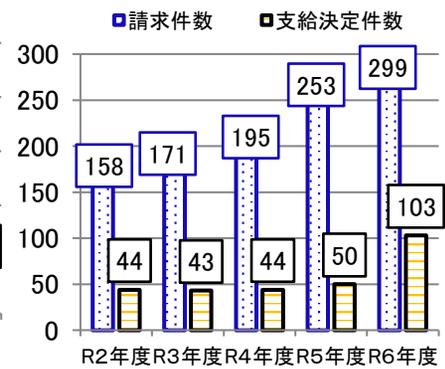


図2 精神障害の労災補償状況



### 2 職業性疾病の発生状況(図3)

(1) 令和6年の職業性疾病による死亡災害の内訳

- ・ 脳・心臓疾患 1人
- ・ 熱中症 1人
- ・ 酸素欠乏症 1人

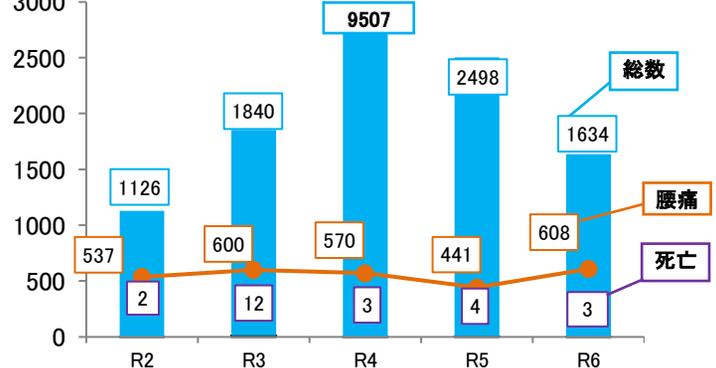
(2) 令和6年の職業性疾病による休業4日以上の被災者数

- ・ 1,634人(前年比 -864人)

※新型コロナウイルス感染症によるものを除くと841人

(前年比+179人)うち腰痛608人(前年比+167人)

図3 業務上疾病発生状況

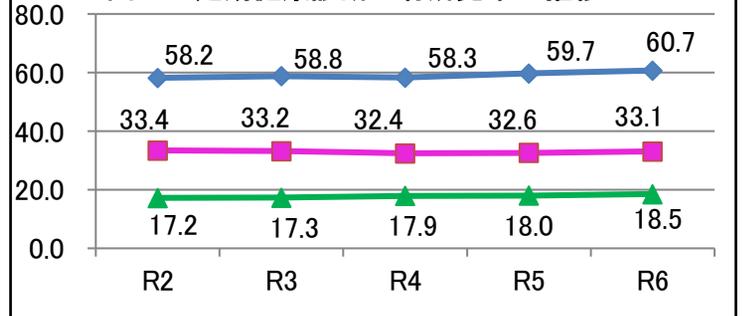


### 3 健康診断結果の状況(図4)

一般定期健康診断では、有所見率◆(何らかの所見があった労働者の割合)が引き続き、増加傾向にあり、全国の有所見率(59.4%)よりも高い状況にあります。

検査項目別では、血中脂質■(33.1%)、肝機能検査(16.9%)、血圧▲(18.5%)など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

図4 定期健康診断の有所見率の推移



## 第2 令和7年度労働衛生行政の重点

### 1 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)(※労働衛生分野に限る)

#### (1)労働者の健康確保対策の推進

- ア メンタルヘルス対策
- イ 過重労働対策
- ウ 産業保健活動の推進

#### (2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア 化学物質による健康障害防止対策
- イ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- ウ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
- エ 電離放射線による健康障害防止対策

神奈川県労働局のホームページ内に全体版を掲載しています。



#### (1)ア メンタルヘルス対策

- ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの未実施事業場及び労働基準監督署への報告がない未提出事業場への指導を強化する。
- ・ 労働者数50人未満の事業場に対し、ストレスチェック制度の周知・啓発を行う。
- ・ メンタルヘルス対策等の組織・教育体制の整備とメンタルヘルス不調者への周知・啓発を行う。
- ・ 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

#### (1)イ 過重労働対策

- ・ 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
  - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
  - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
  - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)による労働時間等の設定の改善
- ・ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

#### (1)ウ 産業保健活動の推進

- ・ 産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患に関連する血圧や血糖値等の有所見者への生活習慣の見直しに向けた健康教育の実施と治療と仕事の両立支援制度の導入を推進する。
- ・ 健康障害の防止を勧奨し、工作中的健康悪化による交通事故と労働災害の防止を周知する。

#### (2)ア 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
  - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)を交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類を含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
  - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

## (2)イ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・ 熱中症に係る改正労働安全衛生規則の周知・啓発を行う。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施し、クールワークキャンペーンに係る取り組みを鋭意展開する。
- ・ 事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置をあらかじめ決定しておき、異変を感じた際の対応方法について訓練を行うほか、労働衛生教育を通じて、日常の健康管理や暑熱順化及び作業時の水分・塩分の摂取方法等を周知する。
- ・ 定期健康診断において、脳・心臓疾患系の所見のある労働者に対しては、熱中症発症時の重症化リスクが高いことに留意し、産業保健スタッフによる支援の必要性を周知する。
- ・ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

## (2)ウ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・ 適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・ 石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・ 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ トンネル工事を施工する事業者は、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

## (2)エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するため、衛生管理体制の整備と衛生委員会における調査・審議事項の適切な実施を指導する。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業(以下「廃炉作業」という。)や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底するほか、緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日健康の保持増進のための指針公示第6号)に基づく健康管理を実施する。

## 産業保健活動について困ったら**無料**支援施設を活用しよう

### ○ 神奈川産業保健総合支援センター・地域産業保健センターを活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

★**神奈川産業保健総合支援センター**では、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。**神奈川県内1拠点:神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)**

★**地域産業保健センター**では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。

**神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センター**が活動を行っています。

 独立行政法人 労働者健康安全機構  
**神奈川産業保健総合支援センター**  
TEL 045-410-1160

神奈川産保

検索



⇒⇒⇒ QRコードからホームページにアクセスできます。 ⇒⇒⇒

職場における新たな化学物質管理 〇で悩んでいませんか  
**化学物質管理 〇で悩んでいませんか**  
わたしたち専門家が  
**無料で相談対応いたします!**

〇で悩んでいませんか  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか

労働安全衛生法の関係者必読  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか  
化学物質管理 〇で悩んでいませんか

TEL 045-410-1160  
神奈川県労働基準総合支援センター

## 第3 第14次労働災害防止計画(神奈川計画)

- 1 計画の期間 令和5(2023)年4月～令和10(2028)年3月までの5年間
- 2 計画の全体目標 ▶▶▶ 死傷者数の増加に歯止めをかける! ◀◀◀  
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。  
○2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少する。

### 3 アウトプット指標・アウトカム指標

#### アウトプット指標

##### (1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

##### (2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていない危険性又は有害性が把握されている化学物質に係るラベル表示・SDSの交付事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

#### アウトカム指標

##### (1)労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

##### (2)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
- ・ 熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

## 第4 お知らせ

### ○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

### ○ 神奈川労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メールマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしくお願いたします。

### ○ エイジフレンドリー補助金の申請(受付は、毎年5月第2週目頃から開始されます。)

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。( <https://www.jashcon-age.or.jp/> )



神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進会議がお届けする特別セミナー  
 神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援セミナー 2025

はたらく人の  
**体調**  
 悪化は  
 突然に!



経営者に  
 知ってもらいたい  
**社員への健康・安全  
 配慮義務**

令和7年 **11月5日(水)** 13:30 ~ 16:30  
**神奈川公会堂 大ホール** (横浜市神奈川区富家町1-3)

**入場無料**  
 事前申込

Program

基調講演  
 13:30~14:30



演題  
**就業機会と安全配慮、どちらを優先すべきか?**  
 ~ 弁護士が法的な視点で勤所を解説します ~  
 神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 ニシワキ法律事務所  
 弁護士 **西脇 巧** 氏

事業所での取組事例の紹介  
 14:30~14:50

- 東京水産運輸株式会社
- 株式会社シンコー

特別講演  
 15:00~16:10



演題  
**本人も職場も困る、脳卒中になったらどうしたら良いの?**  
 ~ 脳卒中専門医 兼 現役産業医がお教えします ~  
 聖マリアンナ医科大学 横浜西部病院 脳神経内科部長 脳神経内科学准教授  
 医師 **萩原 悠太** 氏

16:10 お知らせ(神奈川県・横浜市・神奈川産業保健総合支援センター)  
 16:30 閉会

セミナーで知ることができる!

## 企業経営に必要な労働者への健康・安全配慮義務

本セミナーでは、健康と安全配慮の問題点の共有化と対処の仕方等を企業担当者と弁護士、医療現場の医師が登壇して、実際の企業事例や裁判事例のほか、臨床現場で取り組んでいる治療と仕事の両立支援対策等を様々な角度から情報共有し、働く人の健康と安全管理等に役立ててもらうことを目的に開催いたします。



### 参加申込方法

※定員に達し次第、申込みを締め切らせていただきます。

令和7年 9月1日 から 参加申込受付開始

申込締切  
10月22日

申込  
定員 **400名**

専用サイトからの申込みのみ受付いたします。

申込先

#### 労働局 (労働基準関係) 説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDUzOA==/c9f37d227bd04ec6b4860528b1c3b3dc>

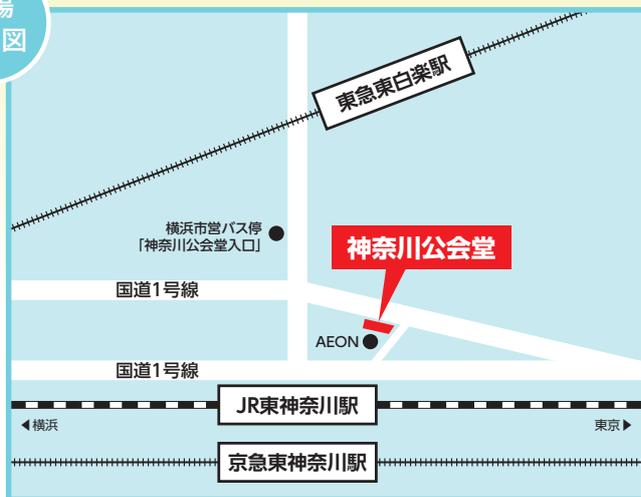


予約フォーム

申込問合せ先

神奈川労働局労働基準部健康課 TEL 045-211-7353  
Email : kenkouka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

会場  
案内図



### 神奈川公会堂 大ホール (横浜市神奈川区富家町1-3)



主催：神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進連絡会議

構成団体：神奈川労働局 / 神奈川県 / 横浜市 / 川崎市 / 相模原市 / (一社)神奈川県精神科病院協会 / (一社)神奈川県精神神経科診療所協会 / (一社)神奈川県精神保健福祉協会 / (一社)神奈川県臨床心理士会 / (地独)神奈川県立病院機構 / かながわ難病相談・支援センター / (公社)神奈川県社会福祉士会 / (一社)神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 / 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 / (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部 神奈川障害者職業センター / (公財)神奈川県予防医学協会 / (独)労働者健康安全機構 関東労災病院・横浜労災病院・神奈川産業保健総合支援センター / (公社)神奈川県医師会 / 神奈川県社会保険労務士会 / (一社)日本産業カウンセラー協会 / (公社)神奈川労務安全衛生協会

※神奈川メンタルヘルス・治療と仕事の両立支援対策推進連絡会議とは

神奈川労働局が設置した会議組織です。メンタルヘルス対策及び事業場における治療と仕事の両立支援について効果的に進めるため、県内の関係者のネットワークを構築し取組の促進と連携を図ることを目的に設置しています。

ご不明な場合は、神奈川産業保健総合支援センター (TEL 045-410-1160) にお問い合わせください。